

台東区「こども110番見舞金補償制度」実施規定

第1条(目的)

この規定は、台東区教育委員会(以下「委員会」という。)が行う「こども110番見舞金補償制度(以下「見舞金補償制度」という。)」について必要な事項を定めることにより、区民が安心してこども110番に参加できるよう支援し、快適で潤いに満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

第2条(見舞金補償制度の実施)

委員会は、見舞金補償制度を、損害保険会社と保険契約を締結することにより実施する。

第3条(こども110番の登録)

こども110番の登録は、委員会所定の登録簿に当該建物の住所および協力者の氏名等を記載することにより行う。

第4条(見舞金補償責任期間)

見舞金補償責任期間は、登録の完了した日から一年間とする。また、登録期間満了日までに協力者から辞退の申し出がない場合には、さらに登録期間を延長する。ただし、協力者が登録の辞退の申し出を行った場合には、抹消日を持って終了とする。

第5条(定義)

この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)避難場所

区内にある建物で、こども等が犯人・不審者(以下「犯人等」という。)から避難する目的で委員会に登録された建物

(2)協力者

避難場所に居住または所有する者で、避難場所として委員会にこども110番の登録をした者(法人を含む。)

(3)傷害見舞金の補償対象者

傷害見舞金の補償対象者(以下「補償対象者」という。)は次のとおりとする。

ア 避難場所が住宅の場合

当該住宅の協力者、当該住宅に居住する協力者の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族。ただし、内縁の妻を含む。)、協力者の別居の未婚の子および当該住宅の来訪者

イ 避難場所が店舗(店舗併用住宅を含む。)の場合

当該店舗の協力者、当該店舗で事業を行う者、その使用人および当該店舗の来訪者。ただし、当該建物が店舗併用住宅の場合は、さらに当該建物に居住する協力者の親族も含む。

(4)財物損害見舞金の補償対象物

財物損害見舞金の補償対象物(以下「補償対象物」という。)は避難場所、およびその付属建物、付属設備、収容動産(自動車、原動機付自転車を除く。)とする。

第6条(見舞金補償制度適用事故)

見舞金補償制度が適用される事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)傷害事故

こども等を犯人等から避難する目的で避難場所に匿った時点から1週間以内に、犯人等から補償対象者が人的危害を受ける事故をいう。

(2)建物損害事故

こども等を犯人等から避難する目的で避難場所に匿っている間に、犯人等から補償対象物が物的危害を受ける事故をいう。

第7条（見舞金補償制度の適用除外）

(1) 傷害事故の適用除外

第6条第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、傷害見舞金を支払わない。

- ① 補償対象者の故意
- ② 補償対象者の親族の故意
- ③ 補償対象者の使用者または使用人の故意
- ④ 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑥ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑦ 補償対象者の妊娠、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、傷害見舞金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではない。
- ⑧ 補償対象者に対する刑の執行
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑪ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ 前3号に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ 第11号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑭ 頸部症候群^{けいぶしやうぐん}または腰痛で他覚症状のないもの

(2) 建物損害事故の適用除外

第6条第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた建物損害に対しては、財物損害見舞金を支払わない。

- ① 補償対象者または補償対象物の所有者の故意
- ② 補償対象者または補償対象物の所有者の親族の故意
- ③ 補償対象者または補償対象物の所有者の使用人または使用人の故意
- ④ 補償対象者または補償対象物の所有者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 補償対象者または補償対象物の所有者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑥ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- ⑦ 補償対象物の瑕疵
- ⑧ 補償対象物の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑨ 補償対象物の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって補償対象物の機能に支障をきたさない損害
- ⑩ 建物損害事故に起因しない補償対象物の電氣的事故または機械的事故
- ⑪ 補償対象物である液体の流出
- ⑫ 補償対象物の置き忘れまたは紛失
- ⑬ 補償対象物に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ⑭ 補償対象物に対する修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑮ 詐欺または横領によって補償対象物に生じた損害
- ⑯ 楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損
- ⑰ 楽器の音色または音質の変化
- ⑱ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑲ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

- ⑳ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第8条(傷害見舞金の支払)

(1)死亡見舞金

- ① 補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、別表1記載の死亡・後遺障害見舞金額の全額(同一事故に対してすでに支払った後遺障害見舞金がある場合は、死亡・後遺障害見舞金額からすでに支払った金額を控除した残額)を死亡見舞金として支払う。
- ② 前項の障害には、有毒物質の吸入、吸収または摂取により生ずる中毒症状を含み、以下において同様とする。

(2)後遺障害見舞金

- ① 補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、死亡・後遺障害見舞金額に別表2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害見舞金として支払う。
- ② 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、その各々に対し前号の規定を適用し、その合計額を支払う。
また、別表2に該当しない後遺障害については、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2の各号に掲げる区分に準じ、後遺障害見舞金の支払額を決定する。
- ③ すでに身体に障害のあった補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直後の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当したときは、加重された後の後遺障害の状態に対応する同表の各号に掲げる割合を適用して、後遺障害見舞金を支払う。
ただし、すでにあった身体の障害がこの規定に基づく後遺障害見舞金の支払を受けたものであるときは、加重された後の後遺障害の状態に対する割合から、すでにあった身体の障害に対応する割合を差し引いて得た割合により後遺障害見舞金を支払う。
- ④ 前各号の規定に基づいて、支払うべき後遺障害見舞金の額は、同一事故に対して死亡・後遺障害見舞金額をもって限度とする。

(3)入院見舞金

- ① 補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院した場合は、別表1記載の入院見舞金額の全額を入院見舞金として支払う。
- ② 同一事故に対して入院見舞金の支払いは1回限りとし、かつ、すでに支払った通院見舞金がある場合は入院見舞金額から通院見舞金額を控除した金額を入院見舞金として支払う。

(4)通院見舞金

- ① 補償対象者が第6条第1号の事故により傷害を被り、その直後の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障を生じ、かつ、通院した場合は、別表1記載の通院見舞金額の全額を通院見舞金として支払う。
- ② 同一事故に対して通院見舞金の支払いは1回限りとし、かつ、すでに支払った入院見舞金がある場合には通院見舞金は支払わない。

第9条(財物損害見舞金の支払)

補償対象物が第6条第2号の事故により損害を被ったときは、その損害額を財物損害見舞金として支払う。
(支払うべき財物損害見舞金の額は、同一事故に対して別表1記載の財物損害見舞金額をもって限度とする。)

第10条(事故の報告義務)

- (1)補償対象者または協力者は、第6条の事故発生後、速やかに警察署へ被害届を提出し、当該事故の日からその日を含めて30日以内に事故状況報告書(様式第1号)をもって事故発生の状況および事故の程度を委員会に報告しなければならない。
- (2)補償対象者または登録者が委員会の認める正当な理由がなく、前項の規定に違反したとき、またはその通知

もしくは説明について知っている事実を告げなかったときもしくは不実のことを告げたときは、見舞金を支払わない。

第 11 条(見舞金の請求)

- (1) 補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)または補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)が、見舞金の支払を受けようとするときは、事故の日から1年以内に別表3に掲げる書類のうち委員会が求めるものを提出しなければならない。
- (2) 委員会は、別表3に掲げる書類以外の書類を求めることがある。
- (3) 補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)または補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)が、前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に事実を記載しなかったとき、もしくは不実の記載をしたときは、見舞金を支払わない。

第 12 条(見舞金の支払)

委員会は補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)または補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)が第11条の規定による手続きをした日からその日を含めて30日以内に見舞金を支払う。ただし、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、見舞金を支払う。

第 13 条(事故の判定)

委員会は、当該事故について見舞金補償制度の支払対象事故であるかどうかを判定する必要があると認めるときは、こども110番事故判定委員会(以下「事故判定委員会」という。)を設置し、諮問するものとする。

- 2 委員会は、事故判定委員会の判定に基づき、事故が第6条に規定する事故であると認めたときは、保険会社に対し事故証明書(様式第2号)を交付するものとする。

第 14 条(事故判定委員会)

前条の判定を行うため、委員会に事故判定委員会を置く。

- 2 事故判定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には教育長、副委員長には教育委員会事務局次長をもってあてる。
- 4 委員には、次に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 教育委員会庶務課長
 - (2) 教育委員会学務課長
 - (3) その他関係課長
- 5 委員長は、会務を総務する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、事故判定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

第 15 条(代位)

委員会が見舞金を支払った場合でも、補償対象者(死亡見舞金については補償対象者の法定相続人)または補償対象物の所有者(建物損害事故の場合のみ)がその損害について第3者に対して有する損害賠償請求権は、委員会に移転しない。

第 16 条(その他)

この規定は、委員会および損害保険会社の合意の上、定めるものとする。この規定を改正する必要が生じた場合も同様とする。

付則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

別表1(第8条、第9条関係)

死亡・後遺障害見舞金額	1名につき 1,000万円
入院見舞金額	1名につき 5万円
通院見舞金額	1名につき 1万円
財物損害見舞金額	1軒につき 3万円

別表2(第8条関係)

1. 眼の障害	
(1)両眼が失明したとき	100%
(2)1眼が失明したとき	60%
(3)1眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
(4)1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となったとき	5%
2. 耳の障害	
(1)両耳の聴力を全く失ったとき	80%
(2)1耳の聴力を全く失ったとき	30%
(3)1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	5%
3. 鼻の障害	
(1)鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
4. 咀嚼、言語の障害	
(1)咀嚼または言語の機能を全く廃したとき	100%
(2)咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
(3)咀嚼または言語の機能に障害を残すとき	15%
(4)歯に5本以上の欠損を生じたとき	5%
5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状	
(1)外貌に著しい醜状を残すとき	15%
(2)外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残すとき	3%
6. 脊柱の障害	
(1)脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	40%
(2)脊柱に運動障害を残すとき	30%
(3)脊柱に奇形を残すとき	15%
7. 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害	
(1)1腕または1脚を失ったとき	60%
(2)1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき	50%
(3)1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	35%
(4)1腕または1脚の機能に障害を残すとき	5%
8. 手指の障害	
(1)1手の拇指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき	20%
(2)1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3)拇指以外の1指を第2指関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき	8%

(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5%

9. 足指の障害

(1) 1足の第1足指を趾関節(指節間関節)以上で失ったとき 10%

(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 8%

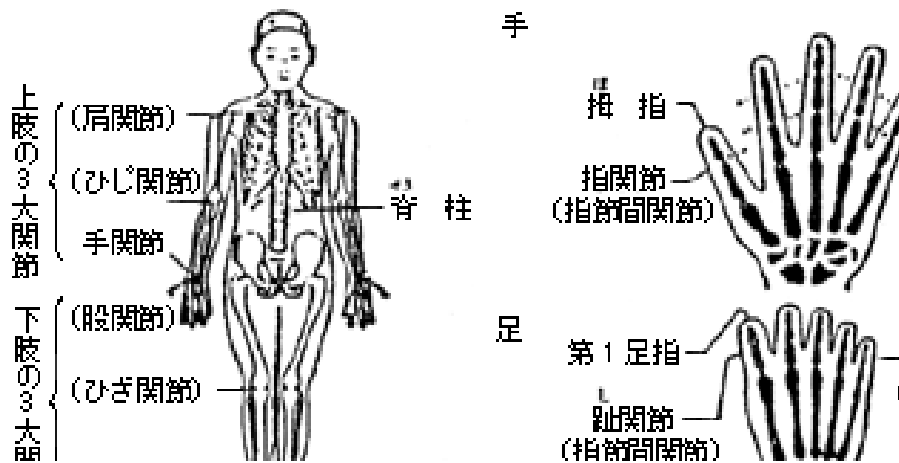
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき
..... 5%

(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき 3%

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき 100%

(注 1) 第7項から第9項までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいう。

(注 2) 関節などの説明図



別表3(第 11 条関係)

見 舞 金 請 求 書 類

見舞金種類	死	後障	入	通	財損
提 出 書 類	亡	遺害	院	院	物害
1. 見舞金請求書	○	○	○	○	○
2. 委員会の定める事故状況報告書	○	○	○	○	○
3. 警察署または公の機関の事故証明書	○	○	○	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書	○				
5. 後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書		○	○	○	
6. 補償対象物の損害額を証する修理業者からの領収書または修理見積書					○
7. 補償対象者の法定相続人の戸籍謄本	○				
8. 補償対象者の戸籍謄本	○				
9. 補償対象者の法定相続人の印鑑証明書	○				
10. 補償対象者の印鑑証明書		○	○	○	
11. 補償対象物の所有者の印鑑証明書					○

事 故 状 況 報 告 書

年 月 日

台東区教育委員会教育長 殿

団体名

代表者 印

住 所

電 話 ()

こども110番に協力した際、下記の事故が発生いたしましたので、台東区「こども110番見舞金補償制度」の適用を受けたく、報告いたします。

事故種別	1 賠償責任事故 2 傷害事故			負傷者 (死亡者) 又は 被害者	氏名	男・女						
事故発生日時	年 月 日	午前 午後	時 分		生年月日 MTSH	年 月 日	年齢()歳					
事故発生場所	施設名				住所	TEL ()						
在宅者等	氏名			身体傷害 の 状 況	保護者氏名(未成年の場合のみ記入)							
	氏名				傷病名							
	氏名				キリ傷・打撲・骨折・脱臼・ねんざ・腱断裂・やけど・その他()							
事故発生の状況	いつ、どこでだれが、なぜ、どのようにして事故にあったかを詳しく記入してください。				治療期間 (延 日間)確定							
					入院 / ~ / (実 日間)見込							
					(延 日間)確定							
					通院 / ~ / (実 日間)見込							
						病院名						
						住所						
						TEL ()						
						事故発生現場の見取り図						
添付資料				欄	教育長	次 長	部 長	課 長	係 長	担 当		

事 故 証 明 書

年 月 日

保険株式会社

台東区教育委員会委員長 印

下記の損害賠償事故は、こども110番事業協力中の事故と認め、証明いたします。

負 傷 者 (死亡者) 又 は 被 害 者	氏名 男・女 生年月日 MTSH 年 月 日 年齢()歳
	住所
	TEL () 保護者氏名(未成年の場合のみ記入)
事故発生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 頃
事故発生 場 所	施設名()
事 故 の 状 況	